

春日井市 パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓制度

春日井市では、
全ての人の人権が尊重され、
性自認・性的指向にかかわらず、誰
もが自分らしく生きることが
できる社会を実現するため、
パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度をご利用いただけます！

春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約した性的マイノリティのお二人が、パートナーシップの関係にあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明するものです。また、お二人に未成年のお子様がいらっしゃる場合、併せて宣誓することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

市民・事業者の皆様へ

多様性への理解が進み、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会の実現を目指すことは、すべての人にとって意義のあることです。

制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いします。

性的マイノリティとは

この制度では、「身体の性」(戸籍上の性)と「こころの性」(自認する性)が異なる人、性的指向が同性(あるいは両性)に向いている人などを性的マイノリティといいます。

性的マイノリティの総称の一つとしてLGBTQがあります。レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシャル(両方の性を好きになる人)、トランスジェンダー(からだの性とこころの性が異なる人)、クエスチョニング(自分の性のあり方についてわからない、迷っている、決めたくない)の頭文字からなる言葉です。

パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓の手続き



宣誓される方は、次の要件をすべて満たす必要があります

- 1 成年である
- 2 お二人が市民、またはお一人が市民でもうお一人が3か月以内に転入予定
- 3 現在、婚姻をしていない
- 4 現在、他の方とパートナーシップにない
- 5 民法で規定する婚姻できない続柄(近親者等)でない
- 6 ファミリーシップを宣誓するときは、対象のお子様がお一人またはお二人と生計が同じ

宣誓に必要な書類

- 1 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
転入予定の方はその事実が確認できるもの
(いずれも3か月以内に発行されたもの)
- 2 婚姻をしていないことが確認できる書類
(3か月以内に発行されたもの)
- 3 ファミリーシップ対象のお子様との関係がわかるもの
- 4 本人確認書類(マイナンバーカード、旅券、運転免許証など)

詳しくはホームページをご確認ください▶▶▶▶



宣誓の流れ

① 宣誓日の予約



宣誓希望日の原則5日前までに、電話かEメールで予約してください。月曜日および年末年始は受付できません。

② 宣誓書の提出



予約した日時にお二人でレディヤンかすがいまでお越しください。
必要書類を添付して宣誓書を提出してください。

③ 宣誓書受領証明書等の交付



約1週間後、宣誓書受領証明書、宣誓書受領証明カードを交付します。

予約・問い合わせ先

春日井市市民生活部多様性社会推進課

〒486-0844 春日井市鳥居松町2丁目247番地 レディヤンかすがい

TEL (0568)85-4401 E-mail tayosei@city.kasugai.lg.jp